

●香川県監査委員公表第5号

令和5年3月14日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年5月30日

香川県監査委員 木下典幸
同 武田宏之

第1 監査の請求

1 請求人

高松市 氏名（略）

高松市 氏名（略）

2 請求書の提出

令和5年3月14日

3 請求の内容

（以下、令和5年3月14日付けで提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。）

（1）香川県知事に対する措置請求の要旨

香川県知事が令和3年度に香川県議会の各議員に交付した政務活動費のうち、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額（総計60,482,053円）について各議員（元・議員も含まれるが、本監査請求書では当時の呼称で「議員」としている）に対して香川県に返還するよう請求することを求める。

（2）措置請求の理由

ア 香川県議会政務活動費をめぐる状況

請求人らは、香川県議会においてすべての領収書添付が義務付けられた平成25年度分以降、毎年度、住民監査請求を行っている。平成25年度分については住民訴訟の結果、2021年4月には県議23人に計約970万円の返還を命じる高松地裁判決を勝ち取った。県は控訴したものの、同年12月に控訴を取り下げ、議員らは公選法違反であるとして刑事告発された政務活動費支出分もあわせて、約2,000万円を県に返還した。

高松地検はこの刑事告発を嫌疑不十分で不起訴としたが、第1次高松検察審査会は「起訴相当」と議決した。再度、捜査を行った高松地検は再び、嫌疑不十分で不起訴としたが、第2次高松検察審査会は起訴議決には至らなかったものの、起訴すべきか否かの意見はきつ抗したという。

請求人らが危惧したのは、不起訴となることによって、意見交換会費のばらまきが正当化されることであったが、第2次検察審査会の議決書には「高松検察審査会の起訴相当議決後、高松地方検察庁検察官によって3か月にわたり再捜査が行われ、膨大な捜査資料が作成されているが、これらの捜査資料を確認しても、寄付に該当しないとの理由で嫌疑が不十分であるとは思えない」という記述や、「寄付に当たる禁止行為が総務省及び各地の地方自治体（香川県内の物を含む。）のホームページに具体的に掲載されており、現段階においては公職の候補者等である被疑者らも認識してしかるべき内容であるので、法律の錯誤を主張することはできない」という記述もあり、第2次検察審査会でも違法性を明確に認め、内容としてはほぼ「起訴相当」と言っている内容であった。

香川県議会は政務活動費マニュアルを改訂したが、その内容は、監査委員からの長年の強い要望も無視して、会派共同政務活動費がブラックボックスのままであること、多くの文書が閲覧対象や情報公開対象となっていないことなど、極めて不十分なものである。

請求人らが当初から指摘していた公職選挙法違反について、監査委員がもっと早期に厳しい返還勧告を出して下さっていたら、この問題を長く引きずることはなかった。これは監査委員に法律の専門家がおられないことにも起因していると考えられる。議会選出の監査委員に代えて、弁護士会からの推薦者など法律の専門家を監査委員に加える改革の必要性を改めて訴えたい。

政務活動費を巡る不正事件が各地で起きているが、このような問題が香川でも起きることのないよう他県の事例の判決なども踏まえて厳しく監査して頂くことを求める。

イ 支出の査定基準

議員の活動は、政務活動費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務活動」にかかる、条例別表に定める使途基準に該当するものについてのみ、政務活動費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば、「県政報告」には一般に、県政についての広報の要素があると同時に、後援会活動、政党活動、選挙準備活動の要素もある。

従って、個々の議員の一つひとつの活動について「政務活動」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

①当該支出に係る活動の全体が、「政務活動」に係る支出として適切と判断されるものは全額認め、

②当該支出に係る活動の全体が、「私的活動」または「政務活動以外の政治活動」に係る支出と判断されるものは、全額認めず、

③当該支出に係る活動の全体が、①、②のいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては按分率50%で認めるとする。

④車のリース料については、岡山市議会の政務活動費について、「個人資産形成につながる自動車リース料を政務活動費から支出することは違法」とする判決が2020年9月10日、広島高裁岡山支部において下されたため、前々回より追加したものであり、全額を認めない。

ウ 査定の結果

上記の一般基準に基づき、香川県議会議員が令和3年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書等に基づいて、政務活動費からの支弁が認められるかどうかについて個別に判断した結果、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の記載の支出は、適切なものと認められない。

(ア) 自家用車のリース料（否認額9,160,456円）

自家用自動車のリース料については、これまでも必要以上に高級な車両をリースして多額のリース料を政務活動費から支出していることに対する批判や、「リース期間終了後または途中で、有償、無償に関わらず所有権移転しない場合に限り」としている規定の実効性への疑問が呈されてきたところである。ほとんどのすべての議員が自家用車を所有し、

日常的に使用している本県では、新たに政務活動のために車をリースする必要性はない。

改定された香川県議会の政務活動費マニュアルでは、「リース会社側の事情により契約書（契約約款等を含む）に明記できない場合は、所有権移転を行わない旨をリース会社に申し出た書類が必要」とあるが、そのような書類には全く法的実効性がなく、所有権が移転されないことを担保するものではない。また、再リース契約をすれば、その車に乗り続けることもできるのであり、実態はローンで購入したのと変わらない。

徳島県議会や岡山県議会などのように政務活動費マニュアルで車のリース料支出を認めていない議会もあり、また、規定がなくても車のリース料支出をしていない議会も多い。厳しい県財政のもと、4年間で車が購入できるような多額の政務活動費を支出可としているマニュアルは根本的に見直し、車のリース料支出そのものを禁止すべきである。よってイ支出の査定基準④に述べた通り、自家用自動車のリース料は、20名の議員の総額9,160,456円を否認する。

(イ) 使途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない会派への支出（否認額6,569,622円）

これらの政務活動の中身については、収支報告書に添付された報告書では具体的な支出内容・調査内容ともに不明である。会派共同政務活動として記載された内容は、会派所属議員の会費総額に見合うものとは考えられない。

会派への支出は、議員自身が行う支出と同一の基準によって査定し、政務活動費から支出することが適法と認められるものと認められないものとに区分する必要がある。会派が支出した使途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の使途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められず、全額を否認する。

これまでの住民監査請求結果における「議会に対する要望」で、監査委員は8年間続けて「会派に政務活動費が交付された場合は、収支報告書等の提出を求められていることとの均衡上、「会派等の収支報告書等の提出について前向きに検討し、透明性の確保に努められたい」と要望しているにも関わらず、前述の政務活動費マニュアル改定においてもこの点は改善されなかった。公表されるのは費目ごとの収支報告書のみで、領収書等の証拠資料を提出しないのでは、ブラックボックス状態のままである。

(ウ) 詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費および研修会参加費（否認額1,446,594円）

公費を使う以上、政務活動費を使った視察等についても、どこに行き、どのような調査をし、どのような成果があったか、また、誰に何を陳情要請し、その結果がどうであったかについて報告することが当然求められる。例えば、高松市議会では詳しい報告書の提出が義務付けられ、収支報告書や領収書類とともに高松市議会のホームページで公開されている。香川県議会のように領収書添付用紙にメモ書きした程度のもものでは報告とは言えない。これらは県民への説明責任を果たしていない政務活動費の支出であり、全額を否認する。

(エ) 按分されていない自家用車利用経費等（否認額3,513,555円）

各月の走行距離から1kmあたり37円を申請している。その場合、申告した走行距離はあくまで自己申告となっており、香川県議会政務活動費マニュアルでは、使用日や行き先、走行距離を記入する「政務活動費走行台帳」（参考様式第4号）の作成を求めているが、

それらは公開されていない。何の目的でどこに行ったのか不明である以上、全額を政務活動費から支出することは認められず、2分の1を否認する。

(オ) 支出先が黒塗りで勤務実態や親族等への支出でないかどうか不明なもの

(否認額26,003,179円)

支出先が黒塗りのため、親族等への支出でないかどうか確認できず、勤務実態を証明するものがなく不明であることから、全額適法な支出と認められない。何人かの議員について県民から勤務実態がないのに人件費を支出しているのではないかという指摘が寄せられている。

鳥取県議会では、人件費の支払い先の個人名が黒塗りとされるとチェックができず、税金で親族に人件費を払っているのではないかと、という県民の誤解を招かないよう、より透明性を高めるために個人情報黒塗りを廃止している。

香川県議会においても、雇用実態がなく実際は支払っていないのではないかと、などという不信感を抱かれないためにも、鳥取県議会のように人件費支払先の黒塗りを廃止すべきである。一部の会派からは、人件費の支出先を公開しても差し支えないという声も出ている。人件費支出先の情報が県民に明らかにされれば、県民の多くの目で支出の適否がチェックされるため、違法不当な支出を防げるはずである。

(カ) 政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの (否認額12,383,376円)

主に、広報紙作成費、事務所費(光熱水費も含む)に係る経費等の支出である。これらは、政党活動、後援会活動、選挙活動、私的な活動等、政務活動以外の要素もある。

昨年12月21日の仙台高裁判決(仙台市が最高裁に上告しなかったため確定)は、広報誌の発行費用について「市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面がある一方、選挙や後援会活動としての効果も併せ持つ」と指摘し、「議員活動と選挙、後援会活動など明確に区別できない場合、規定に基づき『2分の1』の支出が上限になる」と判断して、約4,600万円余の返還を命じた。

私たちもこれまで同様の考え方により発行費用の2分の1を超える支出は違法と指摘してきたが、認められなかった。この仙台高裁判決に基づく監査が行われることを求める。

事務所費については、谷久浩一議員、宮本欣貞議員が、政務活動専用の事務所であるとして、全額を政務活動費から支出しているが、議員の活動が政務活動とそれ以外の活動が混在しているため、政務活動以外を一切行わないというのはいりえない。したがって2分の1のみ認めるものとする。

なお、按分されたものであっても、事務所の使用実態や家賃の支払先との関係、家賃が適正な金額であるかどうか等について、県民から問題視する情報が寄せられたケース等については(キ)の項目に分類し、全額否認した。

事務所費についても、領収書や事務所の使用実態のわかる文書をインターネット公開することによって、多くの県民の目でチェックできるようにする必要がある。

(キ) その他、政務活動との関連がないもの、不適切な支出と考えられるもの

(否認額1,405,272円)

山本悟史議員の講師料 200,000円

高松市の講師料支出基準によれば、大学教授でも1時間7,350円、県内の民間、あるいは弁護士等の有識者でも1時間10,000円を上限としている。たとえ地元で素晴らしい活動

をしている講師や団体だとしても、通常の上限額をはるかに超える講師料を支払うことはそれらの講師や団体に対して寄附をしたのと同じであり、公職選挙法第119条の2が「いかなる名義をもってするを問わず」禁じている寄付に該当する。令和2年度分の監査請求の際、同議員の4件の10万円の講師料について、監査委員は「講師謝金の上限が定められているわけでもないことから、違法または不当な支出であるとまではいえない」と判断されたが、講師謝金の上限規定がないことをもって公職選挙法違反かどうかの判断を不問に付すことはできない。

山本直樹議員の書籍購入費 5,272円

「ない仕事の作り方」「不要不急の男」「二十世紀を読む」「祈りと経営」「管見妄語」「数学する人生」「よみがえる力は、どこに」は、自己の啓発のための書籍である。香川県議会の海外視察旅費返還訴訟高松地裁判決文の77ページに「議員個人の知識教養の向上に寄与するところがあるとしても…それは本来議員が自ら研さんに努めるべきものである」とあるとおり、政務活動費ではなく自費で購入すべきである。なお、「管見妄語」シリーズは令和2年度の政務活動費でも購入していた書籍であり、監査期間中に修正届が出されて、政務活動費を充てた支出から取り除かれている。また、「男子の本懐」は政治・経済をテーマにしているとはいえ、小説購入に政務活動費を充てるのは論外である。

西川昭吾議員の事務所費 1,200,000円

事務所の使用実態や支払先との関係、賃料の適正さについて県民からの疑問の声が、請求人ら市民オンブズ香川に届いている。令和2年度分の住民監査結果の中で、監査委員は「政務活動費マニュアルにおいて上限が定められているわけでもなく、賃貸人と賃借人双方が合意して賃貸契約を締結していることから、適正でないとはいえない」とされたが、利害を共有する関係にある賃貸人と賃借人が合意して近隣の取引価格より高い賃料を設定することはありうる。

エ 香川県議会の令和3年度政務活動費の支出と不当利得

以上の結果、各議員が令和3年度の政務活動費として支出した金額のうち、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄に記載した支出は、「香川県議政務活動費交付条例（以下、「条例」という）」第2条に違反しているので、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄記載の各金額の支出は違法・不当である。

「条例」第12条第1項は、「議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない」と定めている。しかるに、上記記載の不適正支出金額は、「条例」第2条に規定する用途基準に従ってなされた支出ではないので、その全額が「条例」第12条第1項にいう「残余」にあたる。

よって、香川県知事が各議員に対して前記の政務活動費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実該当するので、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

全国市民オンブズマン連絡会議の調査によれば、香川県議会の政務活動費公開度は、全都道府議会の中で4年連続ワースト2位である。また、早稲田大学マニフェスト研究所による最新の議会改革度調査でも、香川県議会はワースト1位だった。貴重な公金を充てて行う政務活動の成果を真に県民に還元されるものとするためには、政務活動費の用途を県民に向

けて透明なものにし、多くの県民の目でチェックできるようにすることが不可欠である。香川県議会は政務活動費マニュアルを改定したものの、多くの証拠書類は事務局に提出後、議員に返却され、県民が情報公開請求をしても公開対象とはならない。

さらに、現在、閲覧に供している収支報告関係書類は、今すぐにでもホームページ公開ができるはずであるにもかかわらず、インターネット公開は令和5年度分から適用とのことで、実際に公開されるのは令和6年のことになるというのではあまりに遅すぎる。インターネット公開すれば、閲覧や写しの交付に係る議会事務局の業務も大幅に軽減されるのであるから、議会が常日頃、県当局に求めている行政改革の観点からも、すぐにも取り組むべき改革である。

なお、今回の監査請求にあたって収支報告関係書類の写しの交付を申請したところ、大幅な期間延長をされた。そもそも交付を求めた文書は県民が閲覧できるよう公開・非公開の判断をすでに済ませているので単にコピーすればよく、文書番号等を特定して申請しているので時間がかかるはずがない。

しかも、申請から2週間の間、何も作業できていないはずはないので、コピーできている分を先に交付してほしい、と求めても、「そのような規定がないからできない」という回答だった。しかし、「分けて交付してはならない」という規定もないのだから、交付できないはずはない。

このような香川県議会の対応は、当団体の住民監査請求を意図的に遅らせ妨害しようとしているとしか考えられず、請求人らは市民オンブズ香川として抗議文と対応の改善を求める緊急要望書を提出した。

香川県議会では閲覧した文書の写しの交付をする際に、情報公開条例の規定を援用しているため、公開・非公開の決定をする時間は必要ないにも拘わらず、「決裁のため」というような理由で時間が長くかかる、という問題点が改めて明らかになった。

令和6年からインターネット公開が始まったとしても、そこにアクセスできない県民もいるのだから、政務活動費収支報告関係書類の写しの交付にあたっては、情報公開条例を援用するのではなく、より迅速・柔軟な方法に変更することが求められている。

監査委員におかれては、香川県議会の政務活動費の支出が効率的かつ効果的なものになり、その成果が県民に還元されるものとなるよう厳正な監査を行うとともに、県民がより迅速に政務活動費収支報告関係情報を入手できるよう、議会に対してこの制度の運用改善についても要望して頂きたい。

(3) 添付書類

ア 令和3年度香川県議会政務活動費住民監査請求 否認理由及び議員別返還請求集計表
(以下の書類については省略をする。)

イ 証拠書類各写し 各1通

4 請求書の補正

(以下、令和5年4月18日付けで提出された住民監査請求書の補正についての原文の内容に即して記載する。)

(1) 補正の要旨

ア (3(2)ウ(ア)の)「自家用車のリース料」について、監査委員は、その支出が適正でないことと推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

自家用自動車のリース料が政務活動費の使途として不適切である点については、監査請求書記載の通りである。そもそも4年間で車が一台購入できるほどの支出を認める合理性はないため、自家用自動車のリース料を認めていない都道府県議会も多い。また、リース契約に「有償・無償に関わらず所有権移転しない場合に限る」という項目が入っていたとしても、議員の任期満了後に所有権の移転が行われないという保証はない。リースした車を議員本人でなく家族が私的利用をしている、という目撃情報も複数寄せられている。よって、車のリース料支出の全額を否認する。

なお、否認額の合計に修正はないが、車のリース料を支出している議員の人数を21名に修正する。

イ (3(2)ウ(イ)の) 「使途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったくわからない会派への支出」について、監査委員はその支出が適正でないことを推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

平成25年度から令和3年度までの9年間の政務活動費支出額の合計1,220,886,958円のうち、会派共同政務活動費は106,027,779円と1割弱を占めている。すべての領収書の提出が求められているにもかかわらず、1億円余が使途の全く不明なブラックボックスのままである。これでは、政務活動費交付条例第2条の定める「政務活動費を充てることができる経費」であるかどうかを判断することもできず、とうてい適正な支出であるとは認められない。

昨年度改訂され2023年度分から適用される政務活動費マニュアルでも、公表されるのは会派共同政務活動費の収支報告書(各費目別の金額が記されたA4一枚だけの書類)と議員別の負担額一覧のみであり、監査委員が長年議会に要望して来られた透明化とは程遠いものである。

例えば、旧統一教会関連団体への政務活動費の支出については2023年3月28日付の朝日新聞でも報道された通り、少なくとも21議会でそれらの団体への支出があり、収支報告書の修正・返還が行われている。香川県議会の自民党議員の中にも旧統一協会関連団体のイベント等の役職に名を連ねていた議員も少なくないので、「ブラックボックス」支出の中に旧統一教会関連団体への支出が含まれている可能性も否定できない。監査委員におかれては会派共同政務活動費の領収書類等の提出を求め、大きな問題となったこのような支出がないかどうかも含め厳しく監査して頂きたい。

ウ (3(2)ウ(ウ)の) 「詳しい視察・調査内容の不明な旅費」について、支出が適正でないことを推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認額総額および各議員の否認額を添付の訂正済み査定表の通り補正する。

滋賀県高島市議会の議員が政務活動費を使った「視察」の報告書を偽造した事件で同議会では昨年10月、この議員を有印公文書偽造等にあたるとして刑事告発した。香川県議会でも領収書添付票へのメモ書き程度で、詳しい報告書が提出されておらず、実際には行われていない、あるいは単なる私的な旅行を「視察・調査・陳情要請」であるとして、旅費を支出することも可能な状況である。監査請求書に述べた通り、政務活動費という公費を充てる以上、その支出が適正であることを説明する責任は議員にある。いつ、どこに行き、誰に会い、どのような調査、あるいは研修をして、どのような成果があったのか、それは議会での活動にどのように反映されたのかを報告することは当然のことである。監査委員におかれてはそ

の内容について議員らに詳しく説明を求め、それに基づき厳しく監査して頂きたい。そして、さらに厳しく政務活動費のあり方の見直しを議会に求めて頂きたい。

エ (3(2)ウ(エ)の)「按分されていない自家用車利用経費等」について、監査委員は、その支出が適正でないと推認されるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認額総額および各議員の否認額を添付の訂正済み査定表の通り補正する。

香川県議会の政務活動費マニュアルでは、使用日や行き先、調査内容、走行距離を記入してある「政務活動費走行台帳」(参考様式第4号)の作成を求めているが、昨年度に行われた政務活動費マニュアル改定の際も、この台帳は閲覧対象とならず、事務局の確認の後、議員に返却されてしまうため、情報公開請求対象ともならない。今後は現在公開されている収支報告書類と併せて「政務活動費走行台帳」も県民に公表することを求めて頂きたい。

ちなみに、すでにインターネット公開されている議会では、いつ、どこに何の調査で行ったかについての記録をきちんと公開している議員が多い。

オ (3(2)ウ(オ)の)「支出先が黒塗りで親族等への支出でないかどうか不明なもの」について、監査委員はその支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認額総額および各議員の否認額を添付の訂正済み査定表の通り補正する。

山形県議会の議長経験者の元議員が政務活動費から支出していた人件費などを私的に流用していたとして詐欺などの罪に問われ有罪判決が確定した。香川県議についてもかねてから勤務実態のない者に人件費が支払われているという情報が寄せられてきた。

これまでの監査結果において、議員に確認した結果について監査委員自ら「政務活動の実績を証明するものとして必ず十分とはいえないものの…」と認めておられる。「調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである」としておられるが、「議員の合理的判断」に委ねる限度を超えているケースも多い。

さらには支払先が非公開とされることによって、近親者や勤務実態のない支援者、関係者などに政務活動費が支払われたり、支払ったことにされたりしている違法なケースが少なからずあることが推認される。

このような状況を改善するために、監査委員におかれては、鳥取県議会にならい、人件費の支払先の黒塗りを廃止するとともに、詳しい勤務実態や業務内容のわかる資料の添付を義務付け、それらも閲覧対象とすることを、香川県議会に求めて頂きたい。

カ (3(2)ウ(カ)の)「政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの」について、監査委員はその支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認件数、否認額総額および各議員の否認額を添付の訂正済み査定表の通り補正する。

意見交換会費の支出がなくなった一方で、これまで選挙前以外、あまり広報誌を発行していなかったような議員まで広報費を大きく増やしている。もちろん、県民への広報活動はとても重要であるが、実際に適正な費用と方法で実施されたのかどうか疑わしい例も多い。県民が政務活動費支出の適否を判断できるように、政務活動費収支報告関係文書に発行した広

報誌を添付して公表すべきである。

また、事務所費を按分していない谷久浩一議員、宮本欣貞議員については、香川県議会政務活動費マニュアルにおいても、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする」とされており、全国議長会も「議員名義の単独の事務所の場合も（中略）慎重な取り扱いが必要と思われる」としている。

監査委員はこれまでの監査結果の中で、「賃貸借契約書に政務活動に係る事務所として使用すると明記されている」ことなどをもって「違法または不法な支出であるとまではいえない」としているが、これでは「実績を把握」していることにはならず、「慎重な取り扱い」をしていることにもならない。これらの議員の事務所の使用実態を厳しく監査して頂きたい。

キ (3(2)ウ(キ)の)「その他、政務活動との関連がないもの、不適切な支出と考えられるもの」のうち、山本悟史議員、山本直樹議員、西川昭吾議員に係る支出について、その支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

山本悟史議員の高額な講師料支出については、通常の支出基準をはるかに超える講師料支出は請求書記載の通り、公職選挙法が禁じている寄付に該当することを改めて強調し、その主張を裏付けるため、「謝金の標準支払基準」に関する各府省等申し合わせ、三重県教育委員会報償費支給基準、高松市「講師謝礼支出基準」を追加提出する。

按分はしているものの、賃借料が近隣の賃料に比べて高すぎると考えられる西川昭吾議員の事務所費について、監査委員は毎回、監査結果で、「政務活動費マニュアルにおいて上限が定められているわけでもなく、賃貸人と賃借人双方が合意して賃貸借契約をしていることから、適正でないとまではいえない。」としているが、政務活動費も当然ながら地方自治法第2条第14項の「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを求められているのであるから、たとえ政務活動費マニュアルに上限が定められていないとしても、適正な賃料でなければ、不当な支出となる。

事務所費に関しても、領収書がインターネット公開されれば、多くの県民の目でその賃料が適正であるかどうかチェックされるはずである。

山本直樹議員の書籍購入費については請求書に記載の通りである。

ク ご指摘の点、及び、他の誤記等についても添付の査定表の通り修正し再提出する。

ケ おわりに

監査委員は、毎回、請求人に「その支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すこと」を求めておられるが、政務活動費の使途が適正であることを事実や根拠を以て示す責任は議員の側にある。なぜならば、政務活動費が貴重な県民の税金から交付されているからである。議員がその説明責任を果たせていない支出は認めないという厳しい姿勢で監査に取り組んで頂きたい。

また、上記文中でも述べたように、昨年度行われた政務活動費マニュアルの改定内容は極めて不十分なものであった。会派共同政務活動費の領収書類が公開されない点のみならず、広報誌等の制作物や契約関係書類なども、わざわざ「確認後、返却」として、閲覧対象はおろか、情報公開請求対象にもならないような規定としている点も大きな問題である。刑事告発事件を受けて、なんとか起訴を避けるためにマニュアル改定はしたもののできるだけ公開はしたくない、という姿勢があらわである。

監査委員におかれては、このマニュアル改定は監査委員の長年の議会への強い要望に応え

るものになっていないことを指摘し、議会の構成が変わった今、県民への説明責任を果たせる政務活動費マニュアルとなるよう、さらなる改定を議会に求めて頂きたい。

(2) 添付書類

ア 補正済みの令和3(2021)年度香川県議会政務活動費住民監査請求 否認理由及び議員別返還請求集計表

議員名	A		B		C		D		E		F		G		合計	
	車のリース料		会派共同政務活動費等		詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費、会費		按分していない自動車経費		支払先不明の件費		按分していない議会報告印刷費・事務所費等		その他の違法・不当な支出			
	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額
1 秋山時貞	0	0	0	0	0	0	0	0	14	321,842	5	231,723	0	0	19	553,565
2 綾田福雄	1	597,564	1	66,710	1	55,880	0	0	24	1,200,000	0	0	0	0	27	1,920,154
3 石川豊	0	0	1	540,000	0	0	1	325,248	12	1,200,000	2	162,525	0	0	16	2,227,773
4 氏家孝志	0	0	1	229,599	0	0	1	346,690	13	970,000	4	197,080	0	0	19	1,743,369
5 大山一郎	1	594,660	1	220,889	0	0	0	0	12	540,000	0	0	0	0	14	1,355,549
6 岡野朱里子	0	0	0	0	28	763,124	0	0	12	485,000	1	33,000	0	0	41	1,281,124
7 尾崎道広	0	0	1	154,200	0	0	1	82,695	12	360,000	1	176,000	0	0	15	772,895
8 鏡原慎一郎	1	236,520	0	0	0	0	1	212,195	0	0	2	574,571	0	0	4	1,023,286
9 香川芳文	1	538,602	1	540,000	0	0	1	224,072	24	679,575	1	95,150	0	0	28	2,077,399
10 檉昭二	0	0	0	0	0	0	0	0	38	1,364,096	5	261,731	0	0	43	1,625,827
11 鎌田守恭	0	0	1	540,000	0	0	0	0	12	960,000	25	735,883	0	0	38	2,235,883
12 木村篤史	0	0	0	0	0	0	1	188,330	22	1,100,000	1	250,000	0	0	24	1,538,330
13 黒島啓	1	600,000	1	255,649	0	0	0	0	14	1,350,000	0	0	0	0	16	2,205,649
14 五所野尾恭一	1	510,048	1	69,949	0	0	0	0	12	508,800	8	1,106,600	0	0	22	2,195,397
15 斉藤勝範	1	376,601	1	540,000	0	0	1	293,206	12	480,000	1	100,430	0	0	16	1,790,237
16 佐伯明浩	0	0	0	0	1	50,700	1	192,400	6	179,400	3	323,975	0	0	11	746,475
17 白川和幸	0	0	1	154,197	0	0	1	183,538	12	948,873	2	250,250	0	0	16	1,536,858
18 十河直	1	550,800	1	154,199	0	0	0	0	0	0	4	992,750	0	0	6	1,697,749
19 高木英一	0	0	1	154,197	0	0	0	0	12	360,000	1	236,250	0	0	14	750,447
20 高城宗幸	0	0	1	153,018	0	0	1	81,511	0	0	0	0	0	0	2	234,529
21 高田良徳	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1,068,133	1	141,432	0	0	13	1,209,565
22 竹本敏信	1	600,000	0	0	0	0	0	0	14	1,857,100	1	129,250	0	0	16	2,586,350
23 谷久浩一	1	390,816	1	154,198	2	68,800	0	0	0	0	37	617,665	0	0	41	1,231,479
24 辻村修	1	254,664	1	540,000	0	0	1	340,973	12	300,000	1	228,250	0	0	16	1,663,887
25 都築信行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	283,250	0	0	2	283,250
26 西川昭吾	12	574,200	1	66,709	0	0	0	0	14	1,500,000	0	0	12	1,200,000	39	3,340,909
27 新田耕造	12	350,460	0	0	0	0	0	0	0	0	4	828,300	0	0	16	1,178,760
28 花崎光弘	1	583,200	1	154,199	3	60,080	1	344,285	12	720,000	2	110,250	0	0	20	1,972,014
29 平木享	1	508,445	1	540,000	0	0	0	0	12	300,000	2	95,067	0	0	16	1,443,512
30 広瀬良隆	0	0	0	0	3	89,100	0	0	0	0	1	66,000	0	0	4	155,100
31 米田晴彦	1	155,520	0	0	0	0	0	0	12	335,840	3	279,950	0	0	16	771,310
32 松岡里佳	0	0	0	0	0	0	1	37,888	12	816,000	4	666,050	0	0	17	1,519,938
33 松原哲也	1	230,340	1	107,708	11	252,600	1	458,504	1	698,940	0	0	0	0	15	1,748,092
34 松本公継	1	455,400	1	540,000	0	0	1	185,314	12	600,000	1	326,480	0	0	16	2,107,194
35 三野康祐	1	467,400	0	0	0	0	0	0	15	880,000	1	162,250	0	0	17	1,509,650

36	宮本欣貞	0	0	1	154,199	0	0	0	0	12	960,000	16	1,264,675	0	0	29	2,378,874
37	森裕行	0	0	0	0	0	0	0	0	12	900,000	1	237,700	0	0	13	1,137,700
38	山田正芳	1	295,416	1	540,000	0	0	0	0	23	1,725,000	2	358,160	0	0	27	2,918,576
39	山本晋史	1	289,800	0	0	0	0	0	0	0	0	2	648,230	2	200,000	5	1,138,030
40	山本直樹	0	0	1	154,199	0	0	0	0	12	155,000	4	427,680	5	5,272	22	742,151
41	有福哲二	0	0	0	0	0	0	1	16,705	0	0	0	0	0	0	1	16,705
	計	43	9,160,456	24	6,723,819	49	1,340,284	16	3,513,554	450	25,823,599	151	12,598,557	19	1,405,272	752	60,565,541
	21名																

(以下の書類については省略をする。)

イ 添付漏れとなっていた領収書等添付票

ウ 国や他自治体の講師謝金支出基準に関する文書 3部

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和5年4月24日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容から、県の財務会計上の行為として、令和3年度における政務活動費の支出のうち、住民監査請求書及び添付書類（事実証明書）に示されたものを対象とした。

2 監査対象部局

議会事務局

3 請求人からの陳述及び証拠の提出

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和5年4月28日に陳述及び証拠の提出の機会を設けたところ、同日、請求人の出席があり、請求人から請求の趣旨を補充する陳述がなされた。

陳述の要旨は次のとおりである。

(1) 請求人（氏名（略））の陳述（要旨）

住民監査請求書の（3（2）ウ（エ）の）按分されていない自家用車利用経費等のところである。その点に関して県議会議員選挙が終わった後の4月13日のNHK愛媛放送局の調査の報道で、政務活動費で自家用車を使用した際にガソリン等を支給される経費について全国調査していた。その中では、支給方法として領収書の提出が義務づけられているかといった点に関し、12の都道府県が義務づけられている。香川県議会は義務づけがなく、走行距離等が自己申告であるということである。この点に関して、監査請求書の本文の中でも、自己申告であることと、何の目的で利用したかということが明らかでないという点で問題であると指摘している。

それとあわせて、1キロ当たりの単価について、香川県議会の場合は1キロ当たり37円となっている。これはNHKの全国調査の中でも、1キロ当たりの単価が最も高いということになっている。全国で16議会あり、この中に香川県も入っている。安いところでは1キロ当たり17円の宮崎県。大きな差があるということである。1キロ当たり37円の場合、ざっと計算すると、ガソリン1リットルで10キロ走る車だと仮定すると1リットルあたりの金額は370円にもなる。今のガソリン価格であると160円前後であるから、余りにも高い設定であるということも言うまでもない。この金額に関しては全くその根拠がない。おそらく、県の職員の旅費の金額を準

用しているのではないかと思うが、やはり税金から支出されるものであるので、金額の根拠は明らかにすべきだと思っている。

NHKの調査の中では、最近ルールを大きく変えている議会もあるということである。それが大分県議会である。大分県議会では、以前に、一部の議員が政務活動として、1年間に地球を1周半したことになる6万キロあまり自家用車で移動したと申告して、問題になったことを受けて、平成29年から領収書を義務づけたということ。それと、走行した距離をより正確に把握するために、走行メーターを撮影してその写真も提出する等、徹底した対応をとるようになったということである。このように、大分県議会のような徹底した対応というのが今求められていると思う。単価の見直しも、その時々に合わせて行う方がもちろんいいと思うし、何よりも領収書の提出というのは義務づけが、基本なのではないかと思っている。私たちとしては自家用車で、政務活動を仮に行っただとしても、どこからどこまでが活動なのか明らかにできない場合はやはり按分が基本だということで、2分の1を按分すべきだとしているが、その前段として基本的なところでは、先ほど申し上げた1キロ当たりの単価であるとか、説明書類の提出というのは当然求められるべきであると考えている。

(2) 請求人（氏名（略））の陳述（要旨）

2点お願いしたいことがある。1点目は、その支出が公職選挙法違反にならないかである。意見交換会費に関しては、公選法違反になるかどうかの判断をする立場にないという形で長く問題が据え置かれて、刑事告発ということに至ったのはご存知のとおりである。市民が構成している検察審査会でもやはり、これは明らかに寄附だという判断ができたわけである。意見交換会費はなくなったのであるが、前年度もあった山本悟史議員の講師料。法外である10万円の講師料を団体に話を伺うということで払っている。議員のインターンの生徒たちと一緒に話を伺ったということであるが、追加の資料で提出したように、国とか他の自治体での講師のいわゆる支出基準、講師料の支出基準というようなものを見ると、まず多くても1万数千円。大学の先生、別に大学の先生だからよくて、よい活動している団体には少なくてもいいというわけではないが。そういう基準が大方あるとすれば、それをはるかに超える講師料を払っているということは、寄附に当たるという判断をぜひ出していただきたいと思う。活動している団体から話を聞くとっても、それが通常金額を超えていけば、やはり寄附と見なされるということをはっきりとお示しいただきたいと思っている。

2点目は、香川県議会が刑事告発等も受け、大急ぎで政務活動費のマニュアルを改定した。これは、今年度の支出から適用されるものであるので、改定したからよしじゃなくて、例えば監査委員の方が長年にわたって厳しく要望してこられた内容が反映されていない不十分な改定であるという点をしっかり指摘していただきたいと思う。例えば会派共同政務活動費はブラックボックスであるとして私たちはずっと中身がわからないってことも訴えてきた。今回マニュアルの見直しによって、費目ごとのA4用紙1枚の、各議員が出しているような紙の1枚目の紙である。あれに当たるものと、その所属議員の負担割合、負担額みたいなものが出るというのであるが。それでは全くブラックボックス化は解消されていない。これでよしとするというのではやはり不十分だという指摘をしていただきたいと思う。

それとマニュアルについて言えば、成果物を事務局には見せる。例えば通信もそうであるし、いろんな調査した成果物というのは事務局には見せるけれど、議員に返却する。返却するということは、情報公開の対象にならないということである。であるから、当然閲覧対象とすべき

であるし、もし仮に閲覧対象としなくても情報公開請求すれば出てくるというふうな形にしておかないと。事務局は、これ問題ですよ駄目ですよっていうふうには言えないような立場にあるようなので、事務局に見せてOKだねっていうところで、よしとしてしまうのでは透明化に全く寄与していないと思う。

いつも最後に要望をつけてくださるが、改定したからよしっていうことじゃなくて、県議会の構成も変わったので、もうちょっとしっかりときちんと透明度の高いものにすべきだというようなことを、ぜひ議会に求めていただきたいということをお願いしたい。

第4 監査委員の除斥

本件請求の監査において、本件請求があった時に監査委員（令和5年4月29日退任）であった五所野尾恭一監査委員及び都築信行監査委員並びに同年5月1日に監査委員に選任された十河直監査委員及び里石明敏監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第5 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求のうち、高田良徳議員の広報費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、谷久浩一議員の広報費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）、事務所費のうち12件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、平木享議員の自動車リース料のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、松原哲也議員の燃料費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）、人件費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、山本悟史議員の広報費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、山本直樹議員の書籍購入費のうち5件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出に係る請求23件、236,113円に関する部分は却下し、その余の請求に関する部分は、請求に理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

(1) 政務活動費の概要

地方自治法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して政務活動費を交付することができるとし、政務活動費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている（地方自治法第100条第14項、第15項）。

上記規定を受けて香川県議会政務活動費交付条例（平成13年香川県条例第4号。以下「政務活動費交付条例」という。）及び香川県議会政務活動費交付規程（平成20年香川県議会告示第1号。以下「政務活動費交付規程」という。）が定められている。

政務活動費の制度は、地方議員の活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年5月の地方自治法改正により制度化された政務調査費を前身とするもので、平成24年9月の地方自治法改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に拡大された一方、政務活動費を充てることができる経費は条例で定めなければならないとされ、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとするのが、新たに定められた。

政務活動費の交付の対象及び額並びに交付の方法等は、以下のとおりである。

ア 政務活動費の交付の対象及び額

(ア) 政務活動費の交付の対象（政務活動費交付条例第3条）

月の初日に香川県議会議員である者

(イ) 政務活動費の額（政務活動費交付条例第4条）

月額30万円

イ 政務活動費の交付の方法等

(ア) 知事への通知（政務活動費交付条例第5条）

議長は、毎年度4月3日までに、政務活動費の交付を受ける議員を知事に通知するものとする。

(イ) 交付決定等の通知（政務活動費交付条例第6条）

知事は、議長から通知を受けたときは、政務活動費の交付を決定し、議長及び当該議員に通知するものとする。

(ウ) 請求及び交付等（政務活動費交付条例第7条）

議員は、四半期の最初の月の10日までに、当該四半期分の政務活動費を知事に請求するものとする。

知事は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(エ) 収支報告書等の提出（政務活動費交付条例第8条）

議員は、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

議長は、収支報告書の写しを知事に送付するものとする。

(オ) 会計帳簿等の整理等（政務活動費交付条例第9条）

議員は、政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿を調製し、その内容を明確にするとともに、領収書等を整理し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(カ) 議長の調査等（政務活動費交付条例第10条）

議長は、議員から提出された収支報告書等に関し、必要があると認めるときは政務活動費の適正な運用を図るために調査を行うとともに、その用途の透明性の確保に努めるものとする。

(キ) 収支報告書等の保存及び閲覧（政務活動費交付条例第11条）

議長は、議員から提出された収支報告書等を、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例（平成12年香川県条例第79号）第7条の非公開情報を除き、これを閲覧に供するものとする。

(ク) 政務活動費の返還（政務活動費交付条例第12条）

議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の

政務活動費を知事に返還しなければならない。

知事は、当該議員に対し、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(2) 政務活動費の使途基準等

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲（政務活動費交付条例第2条）

政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴及び広報、要請又は陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付するものとする。

政務活動費は、政務活動費交付条例の別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

経 費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費
研 修 費	(1) 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費 (2) 団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費
要請陳情費	議員が行う要請又は陳情の活動に要する経費
会 議 費	(1) 議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費 (2) 団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入及び利用に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	議員が行う活動に係る事務に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

イ 政務活動費マニュアル

香川県議会では、平成25年3月に使途基準の具体的内容や考え方などを取りまとめた政務活動費マニュアルを作成している。主な記載内容は次のとおりである。

(ア) 政務活動費の概要

根拠規程、交付制度の概要、政務活動費の使途（政務活動費が支出できる経費）

(イ) 政務活動費の使途基準

全般的な留意事項及び経費毎の使途基準（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費、人件費）

(ウ) 政務活動費の実務

政務活動費の請求・交付、会計帳簿の調製等関係書類の整理保存、収支報告書の提出等（提出期限、提出書類、保存書類）、残余額の返還、収支報告書等の修正、情報公開

(エ) 記載例

政務活動費請求書（様式第3号）、収支報告書（様式第4号）、領収書等添付票（参考様式第1号）、支払証明書（参考様式第2号）、政務活動費経費別支出整理簿（参考様式

第3号)、政務活動費走行台帳(参考様式第4号)、雇用契約書(参考様式第5号)、収支報告書等修正届(様式第5号)

(オ) 参考資料

地方自治法(抄)、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程、公職選挙法(抄)、様式(政務活動費の交付を受ける議員(様式第1号)、政務活動費の交付を受ける議員の異動(様式第2号)、政務活動費請求書(様式第3号)、収支報告書(様式第4号)、収支報告書等修正届(様式第5号)、閲覧請求書(様式第6号)、領収書等添付票(参考様式第1号)、支払証明書(参考様式第2号)、政務活動費経費別支出整理簿(参考様式第3号)、政務活動費走行台帳(参考様式第4号)、雇用契約書(参考様式第5号)、政務活動費振込口座届(参考様式第6号))

(3) 政務活動費の支出等の状況

ア 令和3年度における年度途中退職者分を除く政務活動費の支出の状況(令和4年7月4日現在)

項 目	金 額
政務活動費交付金額	140,400,000円
実支出金額	128,426,919円
政務活動費を充当した支出金額	124,092,679円
残余额(返還額)	16,307,321円

※ 実支出金額は、各議員の収支報告書に記載された支出合計の総額である(各議員別の状況は次の表のとおり)。なお、39名の議員のうち、年間交付金額360万円を超えて支出している議員は17名である。

令和3年度政務活動費収支状況総括表(議員別)

(50音順)

令和4年7月4日現在

NO	氏 名	会 派 ※	内 訳	交付金額①	支出金額②	残 余 額 (返 還 額) ①-②
1	秋 山 時 貞	共産党議員団	300,000円×12月	3,600,000	2,599,794	1,000,206
2	綾 田 福 雄	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,264,359	1,335,641
3	石 川 豊	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,806,139	0
4	氏 家 孝 志	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,821,555	0
5	大 山 一 郎	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,958,178	641,822
6	岡 野 朱里子	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	1,791,634	1,808,366
7	尾 崎 道 広	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,585,951	14,049
8	鏡 原 慎一郎	国民民主党・無所属の会	300,000円×12月	3,600,000	3,593,524	6,476
9	香 川 芳 文	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,118,303	481,697
10	檜 昭 二	共産党議員団	300,000円×12月	3,600,000	3,518,367	81,633
11	鎌 田 守 恭	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,611,417	0
12	木 村 篤 史	かがわ立憲みらい	300,000円×12月	3,600,000	3,593,421	6,579

13	黒島 啓	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,701,578	898,422
14	五所野尾 恭一	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	4,529,958	0
15	斉藤 勝範	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,599,680	320
16	白川 和幸	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,669,490	0
17	十河 直	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,902,624	0
18	高木 英一	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,098,611	1,501,389
19	高城 宗幸	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	993,111	2,606,889
20	高田 良徳	かがわ立憲みらい	300,000円×12月	3,600,000	3,526,672	73,328
21	竹本 敏信	かがわ立憲みらい	300,000円×12月	3,600,000	3,806,446	0
22	谷久 浩一	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,647,248	952,752
23	辻村 修	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,782,338	0
24	都築 信行	公明党議員会	300,000円×12月	3,600,000	2,959,584	640,416
25	西川 昭吾	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,624,910	0
26	新田 耕造	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,875,320	0
27	花崎 光弘	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,305,890	294,110
28	平木 享	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	2,830,802	769,198
29	広瀬 良隆	公明党議員会	300,000円×12月	3,600,000	1,135,305	2,464,695
30	米田 晴彦	かがわ立憲みらい	300,000円×12月	3,600,000	3,904,431	0
31	松岡 里佳	無所属	300,000円×12月	3,600,000	4,130,048	0
32	松原 哲也	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,700,504	0
33	松本 公継	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,404,861	195,139
34	三野 康祐	かがわ立憲みらい	300,000円×12月	3,600,000	3,510,966	89,034
35	宮本 欣貞	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,885,827	0
36	森 裕行	かがわ立憲みらい	300,000円×12月	3,600,000	4,015,516	0
37	山田 正芳	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,859,197	0
38	山本 悟史	国民民主党・無所属の会	300,000円×12月	3,600,000	3,608,520	0
39	山本 直樹	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,154,840	445,160
計				140,400,000	128,426,919	16,307,321

(備考)

※ 議員の所属会派は令和4年3月31日現在のものです。また、会派欄中、「自民党香川県政会」は「自由民主党香川県政会」、「自民党議員会」は「香川県議会自由民主党議員会」、「公明党議員会」は「香川県議会公明党議員会」、「共産党議員団」は「日本共産党香川県議会議員団」を示します。

令和3年度政務活動費収支状況総括表（年度途中辞職者分）

令和3年7月19日現在

氏名	会派※	内訳	交付金額①	支出金額②	残余額 (返還額) ①-②
有福 哲二	自民党香川県政会	300,000円×1月	300,000	43,943	256,057

令和4年1月11日現在

氏名	会派※	内訳	交付金額①	支出金額②	残余額 (返還額) ①-②
----	-----	----	-------	-------	---------------------

佐伯明浩	自民党香川県政会	300,000円×7月	2,100,000	2,133,589	0
------	----------	-------------	-----------	-----------	---

(備考)

※ 会派欄中、「自民党香川県政会」は「自由民主党香川県政会」を示します。

2 議長及び議会事務局長に対する調査

議長に対し書面による調査を行い、必要に応じ追加調査を議会事務局長に対し実施し、その概要は次のとおりである。

(1) 議員21名の自動車リース料

綾田福雄議員、大山一郎議員、鏡原慎一郎議員、香川芳文議員、黒島啓議員、五所野尾恭一議員、斉藤勝範議員、十河直議員、竹本敏信議員、谷久浩一議員、辻村修議員、西川昭吾議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、平木享議員、米田晴彦議員、松原哲也議員、松本公継議員、三野康祐議員、山田正芳議員及び山本悟史議員に係るリース契約書の写し等リース契約の内容を記載した書類の提出があった。

なお、平木享議員に係るものの一部については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

また、香川芳文議員に係るものについては監査請求内容と異なり、金額は538,596円であることが確認された。

(2) 会派共同政務活動費

自民党香川県政会及び自民党議員会の会派共同政務活動費について、政務活動費を充当した場合に議長に提出する書類の範囲について、次のとおり報告があった。

書類の範囲

香川県議会政務活動費交付条例第8条により、議員に、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書(収支報告書)に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類(領収書等)の写しを添えて提出することを義務付けしている。

領収書等については、政務活動費マニュアル19ページで領収書等の写しを領収書等添付票に添付して提出するものとしている。

なお、提出書類については各経費共通である。

(3) 議員7名の交通費、宿泊費及び研修会参加費

綾田福雄議員、岡野朱里子議員、佐伯明浩議員、谷久浩一議員、花崎光弘議員、広瀬良隆議員及び松原哲也議員に係る、監査請求人が、詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費および研修会参加費とする視察及び要望等の内容については、次の表のとおり報告があった。

番号	議員名	政務活動費充当額(円)	旅行期間	視察及び要望等の内容
1	綾田福雄	55,880	令和3年 7月20日～ 21日	場所：東京都 衆議院議員会館 目的：要請陳情 相手方：自民党副総裁、地元選出国會議員 内容：椋川ダム関係の報告とお礼。
2	岡野朱里子	53,380	令和3年 4月15日～ 17日	場所：東京都 参議院議員会館 目的：総務省ヒヤリング。 内容：地域社会のデジタル化に係るデジタルクーポンの導入等について。

3	岡野朱里子	68,780	令和3年 6月16日～ 17日	場所：東京都 参議院議員会館 目的：総務省ヒヤリング。 内容：地域社会のデジタル化に係るデジタルクーポンの導入等について。
4	岡野朱里子	64,080	令和3年 7月15日～ 17日	場所：東京都 参議院議員会館 目的：厚生労働省陳情・意見交換。 相手方：厚生労働省健康局健康課職員 内容：新型コロナワクチン供給確保のための陳情及び意見交換。
5	岡野朱里子	61,180	令和3年 9月10日～ 12日	場所：東京都 参議院議員会館 目的：厚生労働省陳情。 相手方：厚生労働省健康局健康課職員 内容：子宮頸がんワクチン供給確保依頼など子宮頸がん対策への意見交換。
6	岡野朱里子	76,179	令和3年 11月2日～ 3日	場所：東京都 参議院議員会館 横浜市 目的：厚労省ヒヤリング、意見交換。 内容：脊柱側弯症の予防・対策のための意見交換など。横浜市関内においてイベント参加。瀬戸内国際芸術祭開催に向けたコロナ禍におけるイベント開催方法を見学。
7	岡野朱里子	67,980	令和3年 12月15日～ 16日	場所：東京都 参議院議員会館 目的：農林水産省ヒヤリング。 内容：ため池の転落防止のための安全対策に関する意見交換など。
8	岡野朱里子	86,000	令和3年 12月28日	場所：東京都 参議院議員会館 目的：厚生労働省陳情。 相手方：厚生労働省子ども家庭局子育て支援課職員 内容：幼保一元化に係る建て替え助成について。
9	岡野朱里子	39,820	令和3年 12月29日	場所：沖縄県 ビジネスコンシェルジュ沖縄 目的：ヒアリング。 内容：新型コロナウイルスによる観光事業の減退に代わる新事業開発について。 移住・定住の促進事業について。
10	岡野朱里子	45,295	令和4年 1月6日～ 7日	場所：東京都 株式会社アベックス本社 目的：視察。 内容：医薬品摂取時などに飲み込みが難しい方や誤飲防止になる安定したとろみ付き飲料の利用促進について。
11	岡野朱里子	71,280	令和4年 1月24日～ 25日	場所：東京都 参議院議員会館 目的：厚生労働省意見交換 内容：医薬品摂取時などに飲み込みが難しい方や誤飲防止になる安定したとろみ付き飲料の利用促進に係る介護施設等への助成について。
12	岡野朱里子	51,980	令和4年 2月3日	場所：神奈川県 神奈川県庁 目的：ヒアリング。 内容：生活困窮者自立支援ネットワークに係る神奈川県の取組みについて。
13	岡野朱里子	53,440	令和4年 3月11日～ 12日	場所：東京都 参議院議員会館 目的：文部科学省ヒヤリング 内容：公益財団法人喝破道場の分校設立に係る国と県との予算配分について。
14	岡野朱里子	23,730	令和4年 3月23日	場所：東京都 参議院議員会館 目的：厚生労働省意見交換

				内容：旅館事業に関する事業再構築補助金について。 医療的ケア児と家族の支援対策について。
15	佐伯明浩	50,700	令和3年 4月14日～ 15日	場所：東京都 ANA本社、国土交通省 目的：要請陳情 相手方：ANA役員、鉄道局職員 内容：コロナ禍における高松-那覇便の存続について陳情。 四国新幹線導入について要望。
16	谷久浩一	68,800	令和4年 3月24日～ 25日	場所：東京都 農林水産省 目的：要望、打合せ 相手方：宮内副大臣、担当職員 内容：ため池の整備陳情。
17	花崎光弘	60,080	令和3年 7月30日	場所：東京都 衆議院議員会館 目的：要請陳情 相手方：河野大臣、野田議員 内容：河野大臣 ワクチン要望と今後の展望について。 野田議員 地方の郵便局の実体と今後のお願い。
18	広瀬良隆	54,100	令和4年 1月31日～ 2月1日	場所：東京都小平市 目的：調査研究 内容：ウォーターリサイクル工法視察。
19	広瀬良隆	35,000	令和4年 5月11日～ 5月12日	場所：東京都 東京ビッグサイト 目的：調査研究 内容：NexTech Week2022(Dxソリューション展示会・講演会)視察。
20	松原哲也	36,000	令和3年 6月17日～ 19日	場所：東京都特別区 衆議院議員会館 目的：調査研究等。 内容：東京オリンピック2020大会前のインバウンド受入 状況視察と新型コロナウイルス感染症対策の調査研究等（1回目）。
21	松原哲也	29,100	令和3年 6月24日～ 26日	場所：東京都特別区 目的：調査研究等。 内容：東京オリンピック2020大会前のインバウンド受入 状況視察と新型コロナウイルス感染症対策の調査研究等（2回目）。
22	松原哲也	26,300	令和3年 9月12日～ 14日	場所：横浜市役所 目的：調査研究等。 内容：新型コロナウイルス感染拡大地域の現状視察と拡大 防止対策及びウィズコロナのための調査研究等。
23	松原哲也	26,300	令和3年 9月30日～ 10月2日	場所：東京都 東京ビッグサイト 目的：調査研究等。 内容：カーボンニュートラル達成に向けた各種企業の取 組み状況及び水素社会の早期実現に向けた調査研究 等（スマートエネルギー展示会への参加）。
24	松原哲也	13,060	令和3年 12月25日～ 26日	場所：大阪市役所 目的：調査研究等。 内容：コロナ禍における関西中心地域の現状調査、終息後 の相互経済回復に向けた研究等。
25	松原哲也	3,980	令和4年 1月28日～ 29日	場所：東京都 東京ビッグサイト 目的：調査研究等。 内容：（再生可能エネルギー世界展示会）太陽光発電、 風力発電、バイオマスエネルギー等、再生可能エネ ルギー分野の調査研究。
26	松原哲也	11,860	令和4年 2月26日～ 27日	場所：大阪市 阿倍野防災センターほか 目的：調査研究等 内容：南海トラフ大地震の発生確率が高まる中、阪神・ 淡路大地震等、過去の大規模災害から学ぶための

				調査研究。
27	松原哲也	12,500	令和4年 3月28日～ 30日	場所：横浜市（横浜駅、みなとみらい地区等） 目的：調査研究等。 内容：I R誘致等再開発が進む横浜エリアの観光政策の視察を通じ、地方への流れを取り込む対策への調査研究。新聞博物館の視察等。
28	松原哲也	37,800	令和3年 6月2日～ 3日	場所：東京都特別区 衆議院議員会館ほか 目的：要請陳情 相手方：党所属国会議員 内容：党所属国会議員への新型コロナウイルス感染症対策の徹底とワクチン早期接種の緊急要望活動等。
29	松原哲也	19,000	令和3年 12月6日～ 8日	場所：東京都特別区 衆議院議員会館 目的：要請陳情 相手方：県選出国会議員 内容：新型コロナウイルス感染の再拡大に備えた医療、検査体制の構築支援と3回目ワクチン接種の早期完了に向けた取組みについて要望、陳情。
30	松原哲也	36,700	令和4年 1月18日～ 20日	場所：東京都特別区 衆参議員会館等 目的：要請陳情 相手方：県選出国会議員 内容：高松東バイパスの延伸及び道の駅建設誘致について地元活性化への要望活動。

(4) 議員16名の燃料費

石川豊議員、氏家孝志議員、尾崎道広議員、鏡原慎一郎議員、香川芳文議員、木村篤史議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、白川和幸議員、高城宗幸議員、辻村修議員、花崎光弘議員、松岡里佳議員、松原哲也議員、松本公継議員及び有福哲二議員に係る支払証明書の写し及び政務活動費走行台帳の写しの提出があった。

なお、松原哲也議員に係るものの一部については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

(5) 議員32名の人件費

秋山時貞議員、綾田福雄議員、石川豊議員、氏家孝志議員、大山一郎議員、岡野朱里子議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、樫昭二議員、鎌田守恭議員、木村篤史議員、黒島啓議員、五所野尾恭一議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、白川和幸議員、高木英一議員、高田良徳議員、竹本敏信議員、辻村修議員、西川昭吾議員、花崎光弘議員、平木享議員、米田晴彦議員、松岡里佳議員、松原哲也議員、松本公継議員、三野康祐議員、宮本欣貞議員、森裕行議員、山田正芳議員及び山本直樹議員の政務活動補助職員に係る人件費について、雇用契約書の写し及び領収書の写しが提出され、次のとおり報告があった。

なお、松原哲也議員に係るものの一部については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

また、樫昭二議員に係るものについては監査請求内容と異なり、金額は1,344,096円であることが確認された。

ア 被雇用者が生計を一にする親族（配偶者、親、子供、兄弟等）に該当しないことの説明

人件費については、生計を一にする親族を雇用した場合は充当不可としており、収支報告書の作成に当たっては、「政務活動費マニュアル」を配布するなど周知しているところであり、収支報告書提出時に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している。

イ 政務活動費での負担割合を2分の1超としている場合の実績の証明についての説明

政務活動費を全額充当している、大山一郎議員、岡野朱里子議員、鎌田守恭議員、五所野尾恭一議員、竹本敏信議員、米田晴彦議員及び宮本欣貞議員については、雇用契約書において業務内容を政務活動に係る事務とすることが記載されており、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認した。

秋山時貞議員及び樫昭二議員については、1名分の人件費を2分の1に按分し、各々の金額に政務活動費を支出している。また、給与額については、政務活動補助事務に従事した時間を確認の上、算定しているとの説明があり、提出された人件費の支出整理簿の写しにより実績に基づいて支払っていることが確認できた。

松岡里佳議員については1名分全額を政務活動費で支出している。雇用契約書において業務内容を政務活動に係る事務とすることが記載されており、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認した。

(6) 議員34名の広報費

秋山時貞議員、石川豊議員、氏家孝志議員、岡野朱里子議員、尾崎道広議員、鏡原慎一郎議員、香川芳文議員、樫昭二議員、鎌田守恭議員、木村篤史議員、五所野尾恭一議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、白川和幸議員、十河直議員、高木英一議員、高田良徳議員、竹本敏信議員、谷久浩一議員、辻村修議員、都築信行議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、平木享議員、広瀬良隆議員、米田晴彦議員、松岡里佳議員、松本公継議員、三野康祐議員、宮本欣貞議員、森裕行議員、山田正芳議員、山本悟史議員及び山本直樹議員に係る広報誌等の現物及び領収書の写しの提出があり、その内容は次の表のとおりであった。

なお、高田良徳議員、谷久浩一議員及び山本悟史議員に係るものの一部については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

議員名	広報物	作成部数 (部)	作成費用 (円)	政務活動費 充当額(円)	配布方法	配布先
秋山時貞	2021年2月県議会 報告	35,000	181,500	145,200	郵送、直接	高松市内
	2021年6月県議会 報告	35,000	179,300	168,542		
	県政報告データ作 成代	—	11,000	11,000	データ作成代	
	2021年9月県議会 報告	6,440	19,420	19,420	郵送、直接	高松市内
	2021年11月県議会 報告	35,000	179,300	173,921		
石川豊	議員活動報告リー フレット2020	3,000	77,550	77,550	郵送	観音寺市内
	議員活動報告リー フレット2021	11,800	247,500	247,500		
氏家孝志	県政報告令和3年 7月号	11,000	125,070	125,070	郵送	琴平町、 まんのう町 内
	県政報告令和4年 1月号	1,460	120,085	120,085		
	県政報告令和4年 1月号	11,000	118,470	118,470		

	県政報告令和4年3月号	11,000	125,070	125,070			
岡野朱里子	県政報告「しゅりこ通信」チラシデザイン	—	66,000	66,000	チラシデザイン		
尾崎道広	県政報告	25,000	352,000	352,000	郵送	坂出市内	
鏡原慎一郎	県議会レポートVol.5	15,000	574,365	574,365	郵送	東かがわ市内	
	県議会レポートVol.6	15,000	574,779	574,779			
香川芳文	議員活動報告リーフレット	12,000	190,300	190,300	郵送	丸亀市飯山、綾歌地区	
樫 昭二	2021年2月県議会報告	35,000	181,500	163,350	郵送、直接	高松市内	
	2021年6月県議会報告	35,000	179,300	179,300			
	県政報告データ作成代	—	11,000	11,000	データ作成代		
	2021年9月県議会報告	6,440	19,420	19,420	郵送、直接	高松市内	
	2021年11月県議会報告	35,000	179,300	173,921		観音寺市内	
鎌田守恭	県政通信2022年春号	10,000	165,000	165,000	郵送	高松市内	
木村篤史	議員活動報告書令和4年春巻号	25,000	500,000	500,000	郵送 ポスティング	さぬき市内	
五所野尾恭一	議会報告No21-8	8,000	371,800	371,800	ポスティング	まんのう町、琴平町内	
	議会報告No21-11	8,000	371,800	371,800			
	議会報告No22-1	8,000	371,800	371,800			
	議会報告No22-3	8,000	371,800	371,800			
	香川県議会議員五所野尾恭一	—	—	176,000	176,000	議会活動報告HP更新	
		—	—	198,000	198,000		
		—	—	176,000	176,000		
—		—	176,000	176,000			
斎藤勝範	議員活動報告リーフレット	9,000	200,860	200,860	郵送	三豊市内	
佐伯明浩	議会報告3月号	5,000	80,300	80,300	郵送	観音寺市内	
	議会報告3月号追加印刷	1,500	36,300	36,300			
	議会報告2021.7月号	29,695	531,350	531,350			
白川和幸	県政だより第6号	3,000	242,000	242,000	郵送	三豊市内	
	県政だより第7号	3,100	258,500	258,500			
十河 直	議会報告No21-4	20,000	545,600	545,600	郵送	さぬき市内	
	議会報告No21-8	10,000	444,400	444,400			
	議会報告No21-11	10,000	488,400	488,400			

	議会報告No22-1	20,000	507,100	507,100		
高木英一	県政報告VOL14 会報誌印刷、会報誌 発送用巻紙印刷、 タウンプラス発送用 内職費	21,000	646,800	646,800	郵送	高松市牟礼町、庵治町内
高田良徳	政策レポート2022 年春号	13,800	282,865	212,148	郵送	善通寺市内
竹本敏信	県政レポート新春号	25,000	258,500	258,500	郵送、新聞折込	高松市内
谷久浩一	県政報告だより	7,000	221,331	199,197	直接	小豆郡内
辻村修	政務活動報告	5,000	626,165	626,165	郵送	善通寺市内
都築信行	県政だより	18,000	286,000	286,000	直接、郵送	高松市内
	県政だより	17,000	280,500	280,500		
新田耕造	県議会報告2021-4号	10,000	436,150	436,150	郵送、新聞折込	多度津町内
	県議会報告2021-8号	10,000	436,150	436,150		
	県議会報告2021-12号	10,000	414,150	414,150		
	県議会報告2022-1号	9,600	370,150	370,150		
花崎光弘	県政報告	7,700	66,000	66,000	郵送	東かがわ市内
	自由民主党香川県 議会議員花崎みつひろ	—	154,500	154,500	ホームページサーバ利用料、 更新手数料	
平木享	県議会活動報告	1,000	50,435	50,435	直接、郵送	高松市内
	県議会活動報告	4,500	139,700	139,700		
広瀬良隆	県民通信印刷	5,000	132,000	132,000	ポスティング	高松市内
米田晴彦	HOT県通信19号	20,000	210,100	210,100	郵送	丸亀市内
	HOT県通信19号増刷	10,000	106,150	106,150		
	HOT県通信20号	25,000	243,650	243,650		
松岡里佳	県政通信「ともに」Vol. 4	10,000	367,400	367,400	郵送	綾川町内
	県政通信「ともに」Vol. 5	10,000	301,400	301,400		
	県政通信「ともに」Vol. 6	10,000	361,900	361,900		
	県政通信「ともに」Vol. 7	10,000	301,400	301,400		
松本公継	議員活動報告書	36,000	652,960	652,960	郵送	高松市内
三野康祐	県政報告ネットワークだ より36号増刷	13,000	324,500	324,500	郵送	高松市内

宮本欣貞	議会報告21-8	1,000	329,450	329,450	ポスティング	高松市内
	議会報告21-11	1,000	329,450	329,450		
	議会報告22-1	2,000	341,000	341,000		
	議会報告22-3	1,000	329,450	329,450		
森裕行	県政報告	20,000	950,800	713,100	郵送	三豊市内
山田正芳	議員活動報告リーフレット	12,000	164,120	164,120	郵送	丸亀市内
	香川県議会議員山田正芳	—	552,200	552,200	ホームページ制作	
山本悟史	県政レポート2021年夏号	83,000	648,230	648,230	ポスティング	高松市内
	県政レポート2022年早春号	83,000	648,230	635,265		
山本直樹	山本なおき通信 2021年夏号	6,250	24,860	24,860	郵送	丸亀市内
		1,000	16,500	16,500		
	山本なおき通信 2021年秋号	15,000	407,000	407,000		
	2022山本なおき通信 年春号	15,000	407,000	407,000		

(7) 議員4名の事務所費

ア 鎌田守恭議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成26年4月1日、賃貸借の対象を1階の一部及び3階の1室の一部とし、賃料は1階の一部が月額45,500円、3階の1室の一部が月額64,000円とするものであるが、令和4年2月1日に契約変更を行い、3階の1室の一部の月額64,000円のみとなっている。使用目的については、「県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならない。」と規定されている。

また、光熱水費について、契約日を平成26年4月1日、料金の負担割合を1階が3分の1、3階が2分の1とする内容の契約が締結されているが、令和4年2月1日に契約変更を行い、3階で生じた光熱水費の2分の1のみとなっている。

議員からは、「当該事務所に係る賃借料及び光熱水費については、政策事務所としての用に使用する部分、つまり、政策活動を行う事務所スペースとして使用する部分に係る金額を按分して算出している。」とする説明と併せて、賃借料及び光熱水費の全体支払額（政務活動費を充当していない部分を含むもの）の報告があった。

イ 谷久浩一議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成25年3月18日、賃料を月額65,000円とするものであった。

議員からは、「土庄町にも自己の会社の中に事務所があり、政務活動費に家賃を計上している当該事務所（所在 高松市）は、専ら政務活動を行うためのものであるため、事務所に係る経費は按分せず、政務活動費として計上している。」とする説明があった。

なお、当該事務所費の一部については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

ウ 西川昭吾議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成29年4月1日、賃料を月額200,000円とするものであり、使用目的については、「事務所店舗の目的にのみ使用するものとする。」と規定されている。

議員からは、「当該事務所には補助職員を配置し、事務所であることの看板も設置しており、政務活動及び後援会活動等に使用している。近隣の相場に比べても安価であり適正なものと考えている。」とする説明があった。

エ 宮本欣貞議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成27年4月1日、賃料を月額100,000円とするものであり、使用目的については、政務活動を行うために賃貸したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから、家賃については、全額政務活動費に計上している。

議員からは、「当該事務所は、政務活動を行うために賃借したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから、家賃については、全額政務活動費に計上している。」と説明があった。

(8) 山本直樹議員の書籍購入費

監査請求人が政務活動との関連がないとする書籍購入費について、領収書の写しの提出があった。

なお、当該書籍購入費については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

(9) 山本悟史議員の講師料

講演の具体的内容及び講師代の領収書の写しの提出並びに議員本人の説明があった。

これによると、講演は子育て支援に関するもので令和3年8月30日午前10時から午前12時にJRホテルクレメント高松において、わははネット代表である中橋恵美子氏より、自身の経験から、気楽に子育てについて相談できる場所の必要性や翌年度に開設する讃岐おもちゃ美術館の目的等について、話をしてもらった。インターン生を含む10人程度（他議員のインターン生を含む）の出席者のもと開催されたものであった。

講演は働き方改革に関するもので令和3年9月6日午前10時から午前12時に香川県議会において、株式会社ファミリーエ代表徳倉康之氏より労働時間の短縮による社会的メリットや男性の育児参加の必要性の話をしてもらった。インターン生3人の出席者のもと開催されたものであった。

議員からは、「私は、インターン生（大学生）には、自分たちが決めた発表テーマにそった形で、県内で活躍している人から直接話を聞き、意見交換をすることで、何らかの刺激を受けてほしいという思いを強く持っている。2021年夏期インターン生の発表テーマは「世界一、子育てしやすい国」であり、中橋恵美子、徳倉康之の二人に講師をお願いした。両氏は子育て支援に関して、政府や香川県などの各種民間委員を務めており、両氏の話聞くことは、インタ

ーン生はもちろん、（当時）文教厚生委員長という立場で、コロナ禍においても必要な子育て支援策を進めなければいけなかった私自身にとっても、大いに参考になった。なお、両氏には、前年度の講師同様、当該講演以外にもインターン生のサポートをお願いしており、そもそも、講師代についても社会的相場としては安い方だと考える。」とする説明があった。

3 監査委員の判断

（1） 監査の視点

政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の地方自治法改正により政務調査費として制度化されたものであり、平成24年の地方自治法改正により、名称及び交付目的が改められ、透明性の確保に努めつつ使途について拡大できるようにされたものである。

改正された地方自治法では、政務活動費の交付の対象や額、交付の方法に加え、充当できる経費の範囲についても、条例で定めなければならないこととされており、これを受けて、香川県では平成24年12月に香川県議会政務調査費交付条例を改正し、題名も香川県議会政務活動費交付条例に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について定め、対象経費とその内容を別表に掲げている。

もとより、議員の職責は広範なものであり、これに応じて政務活動も広範にわたるものであるから、その外縁を明確に定義することは困難である。また、議員の特定の活動が、政務活動と政治活動の性質を併せもつ場合があることも否定できない。

そこで、香川県議会では、平成25年3月に香川県議会改革検討委員会において、政務活動費の使途基準の具体的内容や考え方などを明らかにした政務活動費マニュアルを作成し、その後、平成29年2月に一部改正している。この政務活動費マニュアルは、全国都道府県議会議長会が示した考え方を参考に決定されたものであり、全国共通の標準的な基準に沿うものであって、一定の合理性を有するものと考えられる。

もちろん、政務活動費マニュアルは、法規範性を有するものではなく、同マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると即断することはできない。

しかしながら、政務活動費マニュアルは、全ての会派の議員によって構成された香川県議会改革検討委員会でまとめられたものであって、「平成25年4月から交付される政務活動費について、その使途基準や手続き等の実務を定めたマニュアルの検討を行い、決定した。」とされており、各議員にとっても政務活動費を充当して支出できる経費の判断基準となっている。

このように、政務活動費マニュアルは、政務活動費交付条例で定めるところの政務活動費を充てることができる経費の範囲の具体的内容を推知させるものであって、使途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

その一方で、高松地方裁判所で係争中であった平成25年度分の政務活動費に関する住民訴訟において、政務活動費から各種団体会費や会合参加費を支出していたことが違法と判断され、議員に対して総額約973万円の返還を命じる判決があった。

また、平成30年7月から令和2年3月までの間、議員が自らの選挙区内において、祭りや地域イベントなどの会合等に参加する際、参加費を政務活動費から支出していたことが、公職選挙法違反にあたるとして告発があった件について、昨年10月、高松地方検察庁は嫌疑不十分として不起訴処分とし、さらに本年3月、高松検察審査会は、起訴議決をするには至らないとの議決を出した。

このようななか、県議会では政務活動費マニュアルの見直し方針を打ち出し、昨年2月に「政務活動費に関する特別委員会」を設置し、見直しに向けた取組を進め、令和5年度分の政務活動費から適用する新たなマニュアルを昨年12月に策定したところである。

このように、政務活動費に関しては、様々な動きがあることは承知しているが、監査委員としては、政務活動費の個々の具体的な支出が条例で定める経費に該当するか否かについては、議員が支出の際に根拠とした政務活動費交付条例や政務活動費マニュアル、政務活動費に関する判例等に照らし合わせて、総合的に判断することとなる。

議員の政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすためには、自主性、自律性が尊重されなければならないことから、個々の経費の支出については議員の裁量的判断に委ねられている。一方で、知事は、財務会計行為の適正を確保し、適正を欠く場合は是正する等の責務を有しており、政務活動費についても公金である以上、政務活動費の支出に、関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものが存する場合には、返還を求めるなどの措置を講ずる必要がある。

監査委員は、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法又は不当な支出として示されたものについて、次のとおり判断する。

(2) 個々の監査対象についての判断

ア 議員21名の自動車リース料

(ア) 政務活動費を自動車リース料に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務費の具体的な支出費目の一つとして、「リース料」を掲げ、自動車リース料について年間60万円を上限にリース料の2分の1以内を、1台分のみ充当することを可能としている。

したがって、自動車リース料に政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

(イ) 自動車リース料の支出の適否

請求人は、自動車のリース料については、これまでも必要以上に高級な車両をリースして多額のリース料を政務活動費から支出していることに対する批判や、「リース期間終了後または途中で、有償、無償に関わらず所有権移転しない場合に限る」としている規定の実効性への疑問が呈されてきたところであると、主張している。

確かに、政務活動費マニュアルによると、自動車リース料については、リース期間終了後又は途中で、有償、無償に関わらず、所有権移転しない場合に限るとされている。

この点について、監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている21名に係る自動車リース料に関して、契約書、約款等の写しの提出及び自動車の所有権を移転しないことについての説明を求め、調査を行った。

その結果、8名の議員が契約書の条文や再リース申込書等で契約期間終了後、自動車を返還するとされていることになっていた。また、4名の議員がクローズドエンド契約（契約満了に伴いリース会社が自動車を引揚げるもの）となっており、1名の議員はレンタカーであった。残る8名の議員は、オープンエンド契約（契約満了時に残価を支払って自動

車を買い取ることができるもの) となっているか、文書での返還に関する規定等を確認することができなかつたため、議長を通じて再確認したところ、8名全員からリース期間終了後または途中で有償、無償に関わらず、所有権を取得しない旨の書面が提出されていた。

こうしたことから、リース料の支出対象となっている自動車は、所有権移転しないものであり、政務活動費マニュアルに違反していないと考えられることから、当該リース料の支出は違法又は不当なものであるとはいえない。

イ 会派共同政務活動費

(ア) 政務活動費を会派共同政務活動費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、また、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が定められており、共同で実施するものを含むことが明記されている。その意味について、政務活動費マニュアルでは、議員と会派等が想定されるとし、政務活動費を会派共同調査費や議員連盟会費等に充当することを認めている。

(イ) 会派共同政務活動費の支出に係る報告の可否

請求人は、政務活動費を充てた会派共同政務活動費に係る政務活動の中身については、支出内容・調査内容ともに不明であると主張するが、政務活動費交付条例では、政務活動費に係る収入及び支出の報告書に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類の写しを添えて議長に提出すれば足り、政務活動費による支出の支出先である会派等が領収書等の写しを添えて収支報告をしなければならないという定めはなく、会派等からの報告がなくても不当であるとはいえない。

もっとも、自由民主党香川県政会共同政務活動費の会費は年額約6万7千円から約25万6千円、自由民主党議員会共同政務活動費の会費は年額54万円に及ぶのに、各議員の収支報告書に領収書が添付されて明確になるのは、その会費の支払のみであり、それがその後具体的にどのような用途に支出されたのかについては明らかにされないものであって、政務活動費の用途の透明性をも目的とする法の趣旨に照らして必ずしも十分とはいえない難い面もあるものの（例えば、議員がこれらの会費に係るものとは別に調査研究活動を行った場合にはその支出に関する領収書等が添付されて用途が明確になるのに、同じ議員がこれらの会費に基づいて同様の調査研究活動を行った場合にはそれらの支出が明らかにならない。）、仙台高裁平成22年（行コ）第20号平成23年9月30日判決や、高松地裁平成27年（行ウ）第11号令和3年4月20日判決を参考にすれば、用途基準に合致しないとまではいえない。

(ウ) 会派共同政務活動費の支出の適否

地方公共団体の政務調査費に係る条例に関するものではあるが、最高裁平成20年（行ヒ）第386号平成21年12月17日判決を参考にすれば、政務活動費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるため、執行機関と議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務活動費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防

止する観点から、政務活動費交付条例は、政務活動費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。

また、「政務調査費の返還請求を求める側においては、各会派又は各議員の提出した収支報告書のほかに自らが収集した資料をもって、個別具体的な支出が用途基準に適合しないことを主張立証するほかないものと解するのが相当である」（大阪高裁平成23年（行コ）第96号平成24年1月31日判決）とされていることも参考にすれば、本件請求において、請求人は、会派への政務活動費の支出については、会派が支出した用途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の用途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められないと主張するが、支出の違法性、不当性について確たる証拠を示したものとはいえない。

さらに、高松地裁平成27年（行ウ）第11号令和3年4月20日判決を参考にすれば、調査研究費のうちの会費の具体例として、会派共同調査費を挙げているのも、会派が、議員ら自らが会費を出捐した上で議会活動の基礎となる調査研究を行う目的の団体として組織され、各議員ら自身がその活動を行うものとして運営しているのが通常であることによると考えられ、そうすると、会派の活動目的及び内容は、県政に資する議員の調査研究活動に沿うものであると強く推認されるものである。

したがって、原告において、当該会派の活動目的や活動内容がおよそ県政との間で関連性を有するものではない等の特段の事情を具体的に立証しない限り、議員の会派に対する会費の支払に政務活動費を充当することが本件用途基準に反して違法であるとは認められないと判示されている。

これらを総合的に判断すると、会派共同政務活動費の支出は、政務活動費交付条例で定める手続を経ているものであって、請求人においては、政務活動費に係る個別具体的な支出が用途基準に適合しないことを明示しておらず、既に述べたとおり政務活動費の用途制限違反が明らかにかがわれるとまではいえない。

よって、会派共同政務活動費の支出は、違法又は不当であるとまではいえない。

ウ 議員7名の交通費及び宿泊費

(ア) 政務活動費を政務活動に伴う交通費及び宿泊費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることのできるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、要請陳情費として「議員が行う要請又は陳情の活動に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、調査研究費及び要請陳情費に係る具体的な支出費目として、「交通費」及び「宿泊費」を掲げている。

したがって、視察や要請・陳情活動に要した旅費等について、調査研究費や要請陳情費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 交通費及び宿泊費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている議員7名に係る現地調査等についての視察目的や具体的内容等の説明について、資料の提出及び説明を求め、調査を

行った。

その結果、前述2の(3)の表に掲げる番号2、番号3、番号6、番号7、番号9、番号10、番号11、番号12、番号13、番号14、番号18、番号19、番号20、番号21、番号22、番号23、番号24、番号25、番号26、番号27については、県のデジタル化、健康対策、ため池対策、移住・定住促進、福祉対策、環境保全、観光振興、コロナ対策、災害対策、地域活性化等の調査研究に係るものであり、番号1、番号4、番号5、番号8、番号15、番号16、番号17、番号28、番号29、番号30については、県の予算獲得や県政の課題解決のための中央省庁や県選出国會議員等に対する要望陳情活動であった。

請求人は、詳しい視察や調査内容の説明がないことから、適法な政務活動費の支出とは認められないと主張するが、前述のとおり、これらの視察等は、議員が行う調査研究に資するものであり、また、議員が行う要請又は陳情の活動に該当するものであることから、当該視察等に係る交通費及び宿泊費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

エ 議員16名の燃料費

(ア) 政務活動費を政務活動に伴う自家用車の燃料費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、調査研究費及び広聴広報費の具体的な支出費目の一つとして「交通費」を掲げ、その内容には、自家用車を使用した際の燃料費の支出も含まれている。

したがって、自家用車を使用した際の燃料費について、政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 燃料費の支出の適否

政務活動費マニュアルにおいて、燃料費への政務活動費の充当方法として、年間を通じて購入金額で積算する場合と、走行距離で積算する場合を選択することになっており、後者の場合は、1km当たり37円を燃料費に充当することができるが、政務活動費走行台帳に政務活動に伴う走行距離の記載が必要と明記され、参考様式が示されている。

本件住民監査請求の対象とされている議員16名については、全員、走行距離で積算する場合を選択のうえ燃料費に政務活動費を充当しており、監査委員は、議長に対し、当該議員16名に係る自家用車燃料費について、政務活動費走行台帳の写しの提出を求め、記載内容の調査を行った。

その結果、当該議員全員から月毎の走行台帳が提出され、マニュアルの記載例ほど詳細ではない書き方をしている議員が散見されたものの、全ての走行台帳に使用日、行先、走行距離、燃料費等が記載されていることが確認された。

請求人は、走行台帳が公開されておらず、目的や行先が不明である以上、2分の1は政務活動費として認められない旨を主張するが、条例等で走行台帳の公開は規定されておらず、また、各議員は、政務活動費マニュアルに沿って走行台帳に走行距離を記載しており、

その積算金額も支払証明書の金額と一致することから、本件は違法又は不当な支出であるとはいえない。

オ 議員32名の人件費

(ア) 政務活動補助職員の人件費

a 政務活動費を政務活動補助職員の人件費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、人件費として「議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、人件費の内容として、政務活動補助職員に対する給与、手当、社会保険料、賃金等を掲げている。

したがって、政務活動補助職員に対する給与等の人件費について、政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

b 政務活動補助職員の人件費の支出の適否

(a) 人件費の支出先（被雇用者）

政務活動費マニュアルにおいて、政務活動補助職員の人件費への政務活動費の充当については、生計を一にする親族（配偶者、親、子供、兄弟等）を雇用した場合は不可としている。また、雇用関係を明らかにするために雇用契約書が必要であるとしている。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている議員32名に係る政務活動補助職員の人件費について、黒塗りされていない領収書の写し及び雇用契約書の写しの提出並びに被雇用者が生計を一にする親族に該当しないことについての説明を求め、調査を行った。

その結果、議員全員が、政務活動補助職員との間で雇用契約を締結しており、雇用契約書に記載されている被雇用者と領収書における領収者の名前が一致していることが確認された。また、議長からは、各議員から収支報告書の提出があった際に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している旨の説明があった。さらに、議員と被雇用者の住所が同一である事案が1件あったが、該当議員からは、同一の住居表示に複数の住宅が存在しており、被雇用者は親族ではない旨の説明があり、住居表示が同一である事実は住宅地図により確認された。

請求人は、支出先が黒塗りのため、親族等への支出でないかどうかを確認できず適法な支出と認められないと主張するが、以上により、全議員とも、被雇用者は生計を一にする親族に該当するとは認められず、雇用契約も締結しており、政務活動費マニュアルの用途基準に沿ったものといえる。

(b) 政務活動費での負担割合を2分の1以内としている議員の支出

22名の議員（綾田福雄議員、石川豊議員、氏家孝志議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、木村篤史議員、黒島啓議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、白川和幸議員、高木英一議員、高田良徳議員、辻村修議員、西川昭吾議員、花崎光弘議員、平木享議員、松原哲也議員、松本公継議員、三野康祐議員、森裕行議員、山田正芳議員、山本直樹議員）に係る人件費並びに樫昭二議員の2名分の人件費に係る部分並びに松岡里佳議員の1名分の人件費に係る部分については、政務活動費での負担割合を2分の1とし

ている。

請求人は、勤務実態を証明するものがなく不明であることから全額適法な支出と認められないと主張するが、政務活動費マニュアルによると、人件費について、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。」と明記されており、この場合、その実績を証明することまでは求めていない。

したがって、当該議員に係る人件費については、違法又は不当な支出であるとはいえない。

(c) 政務活動費での負担割合を2分の1超としている議員の支出

7名の議員（大山一郎議員、岡野朱里子議員、鎌田守恭議員、五所野尾恭一議員、竹本敏信議員、米田晴彦議員、宮本欣貞議員）に係る人件費並びに松岡里佳議員の1名分の人件費に係る部分については、全額に政務活動費を充当している。また、秋山時貞議員及び樫昭二議員は、1名分の人件費について、それぞれ政務活動費を2分の1ずつ充当している。

政務活動費マニュアルによると、人件費について、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。ただし、実績の証明ができる場合は、この限りでない。」と明記されている。

このため、監査委員は、議長に対し、当該10名の議員について、それぞれその負担割合とすることについての実績の証明を求めたところ、秋山時貞議員及び樫昭二議員については、雇用契約書において業務内容を政務活動の補助事務に限定しておらず、政務活動の補助事務以外の業務にも従事しているが、政務活動の補助事務に従事した時間をすべて記録した上で、その実績に基づいて給与額を算定しているとの説明があり、提出された人件費の支出整理簿の写しにより実績に基づいて政務活動に係る給与を支払っていることが確認できた。

また、全額を充当している議員のうち樫昭二議員及び秋山時貞議員を除く8名の議員については、提出された雇用契約書の写しにおいて確認したところ、業務内容として政務活動の補助事務である旨が記載されていた。加えて、議長を通じて確認したところ、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないとの説明があった。

これらの説明は、政務活動の実績を証明するものとして必ずしも十分とはいえないものの、議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かであることから、政務活動費の充当率の判断については、議員の裁量を尊重すべきであることに鑑みると、各議員の雇用契約において、業務内容を政務活動に係る事務とすることが契約書に明記されている以上、明らかに使途基準に違反しているとはいえず、当該議員に係る人件費については、違法又は不当な支出とまではいえない。

(イ) 人件費に係る領収書の黒塗りの可否

政務活動費交付条例第11条第3項では、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例（平成12年香川県条例第79号）第7条の非公開情報を除き、これを閲覧に供するものとされている。これを受け、政務活動費収支報告書添付の領収証写し等については、香川県議会情報公開条例に基づく非公開情報をマスキングの上、閲覧に供している。

請求人は、人件費の支払先が非公開とされることにより、近親者や勤務実態のない支援者、関係者などに政務活動費が支払われたり、支払ったことにされている違法なケースが少なからずあることが推認されると主張し、人件費の支払先の黒塗りの廃止を議会に求めるよう監査委員に求めているが、情報公開の範囲と、個別の政務活動費の支出に関する違法又は不当の判断とは別個の問題であって、情報をどこまで公開するかについては、住民監査請求において監査委員が判断する事項ではない。

カ 議員34名の広報費

(ア) 政務活動費を広報費に充当することの可否

- a 政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

議員の広報誌作成・印刷費等についても、広聴広報費のうちの広報費であり、政務活動費をその経費に充当すること自体は許容されている。

- b 名古屋高裁平成23年（行コ）第35号平成25年1月31日判決、奈良地裁平成25年（行ウ）第15号平成26年11月27日判決その他の判決を参考にすると、議員の広報活動は、選挙民を主たる対象として、その時々を政治的、行政的課題についての自己の見解や活動内容を明らかにし、逆に選挙民等から示された反応や意見をその後の活動に反映させることにより、自分に対する支持や理解を取り付けることが主たる内容となるものである。そのため、議員の広報活動は、政治活動、後援活動としての性格を併有する場合もあり、支持者の拡大を図るといった機能を有する面もあることは否定し難い。

しかしながら、現代における政治的、行政的課題の相当部分は、最終的には主権者である有権者が示した意向に沿って取り組まれるべきものである上、その前提として有権者に対して様々な情報が提供され、適切な判断が形成される必要があることもいうまでもないから、議員の行う広報活動も、このような相互作用が全く期待できないようなものでない限り、議員の有する広範な職責を果たすために有益な政務活動に当たり、そのための費用は、政務活動費の本来の趣旨・目的に沿った支出でないとはいえない。

したがって、専ら選挙活動や政党活動、後援会活動の経費として支出したとみるべき特段の事情がない限り、支出された広報費は、使途基準に反するものとはいえないと解するのが相当である。

(イ) 各議員の広報費の支出の適否

政務活動費マニュアルにおいて、広報の対象事項としている「県政に関する政策等」には議員の政策・理念、国政の課題などを含むとしている。また、政務活動費の充当について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするが、実績の証明ができる場合は、この限りでないとし、県政報告など政務活動の内容しか掲載していない場合は按分せずに充当できるとしている。

監査委員は、議長に対し、議員34名に係る広聴広報費で支出している広報誌、県政レポートの現物の提出を求め、その内容を確認したところ、これら広報誌等には、各議員の政治理念や県政に関する活動報告、県の施策や課題などの記事が掲載されており、政務活動費マニュアルで示されている「県政に関する政策等」とはいえないものでありとまで断定

できるものは認められなかった。

したがって、議員34名の広報費について、政務活動費を全額又は一部充当していることについて、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとまではいえない。

キ 議員4名の事務所費

(ア) 政務活動費を事務所費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることのできるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務所費として「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」が明記されている。また、政務活動費マニュアルにおいて、これらの経費に係る具体的な支出費目として、「賃借料」及び「光熱水費等」を掲げている。

したがって、事務所の賃借料や光熱水費等について政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 事務所費の支出の適否

政務活動費マニュアルによると、事務所の賃借料、光熱水費、維持管理費について、政務活動に使用している実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とし、実績の証明ができる場合はこの限りでないとされている。また、自己又は生計を一にする親族が所有する不動産の賃借料については、政務活動費は支出できないとされているが、議会事務局から、この点については、収支報告書等提出時に確認しているとの説明があった。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている鎌田守恭議員、谷久浩一議員、西川昭吾議員及び宮本欣貞議員に係る事務所費について、賃貸借契約書の写しの提出及び政務活動費の負担割合が2分の1を超える場合はその実績の証明等についての説明を求め、調査を行った。

a 鎌田守恭議員の事務所費

鎌田守恭議員からは、事務所の賃借料及び光熱水費について、1階部分は後援会と管理会社で併用しており3分の1を政務活動費で充て、3階の1部屋は後援会と併用しており2分の1を政務活動費で充てていると説明があり、このことについては、光熱水費に関する契約書において明記されており、報告された事務所経費の支出金額の全体額と政務活動費充当額の実績からも、政務活動費を充当した割合が説明どおりであることが確認できた。さらに、建物賃貸借契約書において、政務活動費を充当している部分の使用目的は、県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならないと明記されている。

なお、令和4年2月1日に建物賃貸借契約及び光熱水費に関する契約の変更を行い、同日から1階部分に関する項目がそれぞれ削除され、3階部分のみの契約となっており、政務活動費の充当もこれに沿ったものとなっている。

閲覧に供している領収書等添付票においては、按分している旨の記載がないことから、あたかも全額について政務活動費を充当しているように見えるが、実際には、あらかじめ政務活動を目的として使用する部分とそれ以外の部分に明確に区分して契約していることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

b 谷久浩一議員の事務所費

谷久浩一議員からは、事務所の賃借料の全額に政務活動費を充当していることについて、政務活動費を充当している事務所は専ら政務活動を行うためのものであり、それ以外の活動は地元である土庄町の事務所で行っているため按分していないとの説明があった。

同議員は、小豆郡を選挙区としているが、政務活動に使用する事務所は高松市に所在し、選挙区から離れた同事務所において政治活動や後援会活動が行われているとは考えにくいと、専ら政務活動を行うためのものであるという説明は一定の合理性がある。

以上のことから、同議員が、政務活動費を充てた事務所を政務活動以外の目的で使用しているとはいい難く、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

c 西川昭吾議員の事務所費

西川昭吾議員からは、事務所には雇用している補助職員を配置し、事務所であることの看板も設置した上で、政務活動及び後援会活動に使用しており、賃料についても近隣の相場に比べて安価で適正な額であるとの説明があった。

請求人は、同議員の事務所費について、事務所の使用実態や支払先との関係、賃料の適正さについて疑問があると主張しているが、具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

事務所の使用実態については、補助職員の雇用契約書の就業場所と事務所所在地は一致しており、事務所において政務活動等に関する事務が行われていると考えられる。また、賃料については、近隣の取引価格や需給のバランスで決定されるものであり、政務活動費マニュアルにおいて上限が定められているわけでもなく、賃貸人と借借人双方が合意して賃貸借契約を締結していることから、適正でないとはまではいえない。

また、政務活動費マニュアルによると、事務所の賃借料について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするとされており、同議員の事務所賃借料に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていることから、使途基準に反するものとはいえず、当該賃借料の支出が違法又は不当なものであるとはいえない。

d 宮本欣貞議員の事務所費

宮本欣貞議員は事務所の賃借料の全額に政務活動費を充当しているが、このことについて、同議員から当該事務所は政務活動を行うために賃借したもので、実態として政務活動用務だけに使用していることから全額を計上しているとの説明があり、事務所の賃貸借契約書においても使用目的として政務活動に係る事務所として使用すると明記されていることを確認した。

また、自宅を後援会事務所としていることから、政務活動費を充当している事務所が専ら政務活動に使用する事務所であるという同議員の説明は一定の合理性を有しているといえる。

以上のことから、同議員が、政務活動費を充てた事務所を政務活動以外の目的で使用しているとはいい難く、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ク 山本悟史議員の講師料

(ア) 政務活動費を議員が行う研修会の講師料に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることのできるものとする。」とされ、同条例の別表には、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、研修費に係る具体的な支出費目の一つとして、「講師謝金（主催）」を掲げている。

したがって、議員が主催する研修会の講師料について、研修費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 研修会に係る講師謝金の支出の適否

監査委員は、議長に対し、山本悟史議員に係る研修会の具体的な内容や、政務活動のためのものであることについて説明を求め、調査を行った。

調査の結果、研修会は令和3年8月から令和3年9月にかけて2回開催されており、内容は「子育て支援に関する講演」「働き方改革に関する講演」で、いずれも外部から招いた講師に対し各10万円の講師謝金を支出しているものであった。

また、同議員からは「インターン生（大学生）には、自分たちが決めた発表テーマにそった形で、県内で活躍している人から直接話を聞き、意見交換をすることで、何らかの刺激を受けてほしいという思いを強く持っている。2021年夏期インターン生の発表テーマは『世界一、子育てしやすい国』であり、二人に講師をお願いした。両氏は子育て支援に関して、政府や香川県などの各種民間委員を務めており、両氏の話聞くことは、インターン生はもちろん、（当時）文教厚生委員長という立場で、コロナ禍においても必要な子育て支援策を進めなければいけなかった私自身にとっても、大いに参考になった。両氏には、前年度の講師同様、当該講演以外にもインターン生のサポートをお願いしており、そもそも講師代についても社会的相場としては安い方だと考える」との説明があった。

請求人は、通常の上限額をはるかに超える講師料を支払うことはそれらの講師や団体に対して寄附をしたのと同じであると主張しているが、講師謝金の上限が定められているわけでもないことから、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

(ウ) 公職選挙法違反の判断

公職選挙法第199条の2第1項では、同項ただし書きに当たる場合を除き、公職の候補者等は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならないとされ、同法第249条の2にはこれに違反した場合の罰則も定められている。

請求人は、山本悟史議員の講師料について、講師謝金の上限規定がないことをもって公職選挙法違反かどうかの判断を不問に付すことはできないと主張するが、住民監査請求は、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為が対象であり、さらに当該行為の違法性又は不当性については請求人が書面により証することとされていることから、監査委員としては、山本悟史議員の講師料が公職選挙法の規定に違反するかどうかの点まで判断をすることはできない。

第6 議会に対する要望

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性、自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、現在の社会通念を踏まえながら、その用途の適正

を確保するため議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

政務活動費に対しては、全国的に住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされていることに鑑みても、これまで以上に、県民の負託と信頼に応えるため、政務活動費の使途の適正な運用と透明性の確保に努めることが求められており、多くの都道府県等議会では、政務活動費の支出について運用指針の改正などの見直しが行われている。

本県においては、政務活動費について、平成27年度から今回含め、これまで9回の住民監査請求があり、うち1件は住民訴訟に至った結果、議員に対して総額約973万円を返還させるよう判決が出された。

このような中、過去8回の住民監査請求の監査結果において、議会に対し、政務活動費のより適切な支出に向けた要望を述べてきたところであったが、県議会においては、昨年12月に政務活動費マニュアルを改正して令和5年度分の政務活動費から適用することとし、政務活動費に関する情報のホームページでの公開、視察や要望など県外移動時の報告書の提出及び公開、宿泊費の上限額の設定、自動車リース契約の書類整備の徹底、会派からの収支報告書等の提出・公開など、これまで監査委員が要望してきたことに応える内容となったことは、評価に値するものである。

しかしながら、今回の令和3年度の政務活動費に係る住民監査請求の監査においても、いくつかの課題が見受けられたことから、本年4月より適用されている新しい政務活動費マニュアルの運用にあたっては、次のような点について留意されるよう強く要望するものである。

1 適正な運用と的確な審査

今回においても、監査中に複数の議員から収支報告書等修正届が提出されたことは、誠に遺憾である。政務活動費が使途を限定して交付される公金であることを念頭に、その効率的かつ効果的な支出になお一層努められたい。

また、政務活動費交付条例においては、定められた期限内での収支報告書や領収書等の提出、収支に関する会計帳簿の調製や領収書等の整理及びこれらの保存が求められている。加えて、新しい政務活動費マニュアルでは、新たに参考様式として県外調査等報告書などが定められたところである。的確な審査のためにも、従来からの政務活動費走行台帳等を含めて、記載例を参考にし、より具体的で分かり易く記載することが求められることから、議員はこれらを遵守されたい。

さらに議長は、政務活動費の支出にあたり、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程及び政務活動費マニュアルに定める使途基準に適合した支出が行われるよう審査に万全を期すよう努められたい。

2 透明性の確保

政務活動費の透明性の確保については、前述のとおり、今回の政務活動費マニュアルの見直しによって改善が図られたところであるが、住民監査請求において違法又は不当とする理由が、依然として支出の目的や内容、支出先等が不明であるとされていること、また、今回の見直しの経緯や地方自治法及び政務活動費交付条例の関係する規定を踏まえて、その透明性の確保が図られるような運用に努めるとともに、全国的な動向についての情報収集、分析等に継続して取り組まれたい。